

世界65ヶ国(地域)特許庁の新型コロナウイルス感染症対応状況一覧 (最終更新日: 2022/1/13)

国/機関	最終更新日	開庁/閉庁	期限延長対応(注)	期限延長特記事項	その他特記事項	関連ページ
WIPO	2020/3/31	開庁		WIPOの関連ページでは、パリ条約、PCT、ハーグ協定、マドリッド協定で規定されている救済措置を解説	WIPO日本事務所は、20/3/30より全職員がテレワーク	WIPO
日本	2020/5/29	開庁	一律の延長はなし	<ul style="list-style-type: none"> ・COVID-19の影響で所定期間内に手続きができなかった場合には救済措置あり(「その責めに帰ることができない理由」及び「正当な理由」による救済措置を4/24に発表) ・COVID-19の影響で、審判事件(異議事件も含む)の手続きを指定期間内にできなかった場合において、指定期間の延長の申出をすることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での出願等の受付は可能だが、数は絞る ・対面による面接審査・面接審理は、原則行わない ・新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の提出における証明書の記名押印又は署名のみが間に合わない場合の特別対応あり 	日本国特許庁
アメリカ	2020/6/30	開庁	一律の延長はなし	<ul style="list-style-type: none"> ・20/3/27~20/5/31が期限となる指令書応答、登録費用支払い等(14の項目)については、遅れがCOVID-19事由である旨のステートメントを提出し、かつ6/1までに応答・支払いをすることで、期限内の応答・支払いとされる ・Small entityおよびMicro entityについては、上記救済が20/7/1まで延長。Large entityについては案件ごとにpetitionなどで救済を求める必要がある ・20/3/27~20/7/30が優先権主張期限となる国内出願について、COVID-19事由である旨のステートメントを提出することにより、a) 20/7/31またはb) 優先権期限12か月+2ヶ月の回復期限、の遅い方まで優先権の回復を認める。(なお、申請費用は不要。) ・Small entityおよびMicro entityについては、20/3/27~20/9/29が期限となる出願費用などについてステートメントを提出することにより期限内の支払いとされる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・COVID-19の影響で放棄/失効となった特許/商標出願/権利の回復申請の際の庁費用なし ・審査官面談/ヒアリングは電話又はビデオで対応 ・PTAB/TTABの面談/口頭審理はリモートで対応 	アメリカ特許商標庁
ヨーロッパ(EPO)	2020/11/11	開庁	20/6/3 延長対応終了: 20/6/2まで延長(20/3/15以降の期間満了日が対象)	<ul style="list-style-type: none"> ・延長対象外: 出願維持年金、分割出願、新規性喪失の例外、口頭審理前の書面提出 ・欧州特許条約(EPC)に基づく法定期限については、延長されない ・状況により更なる延長の可能性あり 	<p><口頭審理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・異議部: 21/1/4~21/9/15の口頭審理はすべてビデオ会議 ・審査部: 20/4/2以降に設定される口頭審理は原則ビデオ会議 ・異議部: 20/12/31までの口頭審理はすべて延期(ビデオ会議として予定されている口頭審理は除く) ・審判部: 口頭審理は20/5/18から限定的に再開 	ヨーロッパ特許庁
ヨーロッパ(EUIPO)	2020/5/7	開庁	20/5/18まで延長(20/3/9~20/5/17の庁期限が対象)	状況により更なる延長の可能性あり	20/5/1はEUIPO閉庁のため、実際の期限は20/5/4	ヨーロッパ連合知的財産庁
中国	2020/4/1	開庁	春節期間延長に伴う庁期限の延長対応済	・COVID-19に関連する原因により、権利が喪失した場合には、救済措置あり	優先権主張、グレースピリオドの期限徒過は対象外	弊社記事(2020/1/30付)
香港	2020/4/3	開庁	20/4/6まで延長(20/3/23~20/4/5の庁期限が対象)			香港知識産権署

世界65ヶ国(地域)特許庁の新型コロナウイルス感染症対応状況一覧(最終更新日:2022/1/13)

知の空は、もっと高い。



国/機関	最終更新日	開庁/閉庁	期限延長対応(注)	期限延長特記事項	その他特記事項	関連ページ
韓国	2020/4/30	開庁	20/5/31まで延長(20/3/31~20/5/30までの庁期限が対象)	<ul style="list-style-type: none"> ・特許出願期限、審査請求期限、登録料納付期限、再審査請求期限、審判請求期限、提訴期限などは左記期限延長の対象外 ・審判手続きについて: 期間経過前に申請:審判事件についてCOVID-19事由の場合、3回(3ヶ月)までの期限変更は証明書類なしで許容、4回目以降は証明書類により承認 期間経過後の事後救済:COVID-19事由の場合、証明書類とともに申請 ・特許審査の期限を徒過した場合の救済措置あり(書類提出による申請が必要)実案・意匠・商標への適用は、特許庁の発表待ち 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査官/審判官と直接対面する面談は制限的に運営するとの現地代理人情報あり ・左記の審査関連期間の未遵守に対する救済措置に関して 以下の(1)~(4)の期間が遵守されなかった場合、事由が消滅した日から2ヶ月以内、かつその期間の満了日から1年以内に、証拠書類を添付して「期間経過救済申請書」を提出すれば救済される。ただし、(4)については、期間の満了日から6ヶ月以内のみ可能。 (1)各種審査手続きの補正命令に対する指定期間 (2)出願審査・再審査請求期間 (3)特許(登録)料の追納・補填期間 (4)特許協力条約で定めた期間 ・迅速な審査を希望する場合、指定期間短縮の申請が可能 	韓国特許庁
台湾	2021/5/24	開庁	台北市の警戒レベルが[4]に引き上げられ、出勤停止命令が発出された場合に右記の措置を実施すると発表。	<p>(1) ・出勤停止期間において、特許・商標出願が法定期間又は指定期間を徒過した場合、命令が解除された日から30日以内に手続きを行わなければならない。証明書類の提出は不要。 ・TIPO本部の書面による発送・受付業務は停止。TIPO支部が命令を受けていない場合には、書面による特許・商標出願が可能。 ・電子での業務は継続する。</p> <p>(2) 出願人又は代理人の所在地で命令が発出された場合、前記の法定期間又は指定期間を徒過した場合の措置が適用され、寛容に認定される。</p> <p>(3) 台北市以外の地域に命令が発出された場合における特許・商標出願の対応措置についても前記を参照して行う。</p>		台湾特許庁
カナダ	2020/8/21	開庁	20/8/31まで延長(20/3/16~20/8/28の庁期限が対象)	左記延長が最後		カナダ知的財産局
イギリス	2020/6/23	開庁	20/3/24~20/7/29を中断期間とし、中断期間中の期限を翌営業日(20/7/30)まで延長	20/7/29に中断期間を終了することを決定 特許、SPC、意匠、商標すべて対象	オンライン手続き可能 紙、FAXは処理できない 庁窓口での書類提出不可	イギリス知的財産庁
イタリア	2020/3/25	開庁	下記延長対応は、特許・意匠・商標で共通: ・20/2/23~20/4/15の庁期限を20/4/15までの日数分延長 ・20/2/23以降期限の年金・更新は20/6/15まで延長	状況により更なる延長の可能性あり		イタリア特許商標庁
エストニア	2020/4/14	開庁	一律の延長はなし			エストニア特許庁
オーストリア	2020/4/14	開庁	一律の延長はなし		窓口提出、郵送は受理不可(オンライン手続のみ)	オーストリア特許庁

当社は、信頼できる情報源から得た情報を、確実にお伝えするようあらゆる努力をしておりますが、間違い、情報の欠落、あるいは、掲載されている情報の使用に起因して生じる結果に対して一切の責任を負わないものとします。また、当社は、本資料情報の完全性、正確性について何ら保証するものではなく、情報の使用に起因して生じる結果について一切の責任を負わないものとします。なお、本資料に掲載されているすべての情報について、いかなる方法、目的においても無断で使用・複製することはできません。

世界65ヶ国(地域)特許庁の新型コロナ感染症対応状況一覧(最終更新日:2022/1/13)



国/機関	最終更新日	開庁/閉庁	期限延長対応(注)	期限延長特記事項	その他特記事項	関連ページ
スイス	2020/4/30	開庁	20/3/21~20/4/19の庁期限を20/4/20まで延期	すべての手続きに関する1回目/2回目の期限延長について、2ヶ月延長を認める。3回目の期限延長は、重要な理由があり、且つ、相手側当事者の同意があれば認められる		スイス連邦知的財産庁
スペイン	2020/6/1	開庁	20/3/14以降保留されていた庁期限のカウントを20/6/1から再開		20/3/30政府承認の国王令により20/4/13までいかなる勤務先も通勤禁止	スペイン特許庁

当社は、信頼できる情報源から得た情報を、確実にお伝えするようあらゆる努力をしておりますが、間違い、情報の欠落、あるいは、掲載されている情報の使用に起因して生じる結果に対して一切の責任を負わないものとします。また、当社は、本資料情報の完全性、正確性について何ら保証するものではなく、情報の使用に起因して生じる結果について一切の責任を負わないものとします。なお、本資料に掲載されているすべての情報について、いかなる方法、目的においても無断で使用・複製することはできません。

世界65ヶ国(地域)特許庁の新型コロナ感染症対応状況一覧(最終更新日:2022/1/13)

知の空は、もっと高い。



国/機関	最終更新日	開庁/閉庁	期限延長対応(注)	期限延長特記事項	その他特記事項	関連ページ
チェコ	2020/4/14	開庁	一律の延長はなし			チェコ産業財産庁
ドイツ	2020/3/25	開庁	20/5/4まで延長	<ul style="list-style-type: none"> ・法定期限については、延長されない ・延長通知は発行されない。 ・現在の状況に起因して、本人の責によらず法定期限を徒過した場合には、請求により回復手続が可能 ・状況に応じて柔軟に対応する 		ドイツ特許商標庁
トルコ	2020/5/13	開庁	20/3/13～20/6/15の期限を延期	状況により最長6ヶ月の期限延期の可能性あり		
ノルウェー	2020/4/14	開庁	事前申請により庁設定期限を2カ月延長可能(20/3/13～の庁期限が対象)	法定期限は対象外(例:優先権主張、庁費用納付)		ノルウェー産業財産庁
フィンランド	2020/4/14	開庁	事前申請により庁設定期限を延長可能	法定期限は対象外(例:年金納付、validation)		フィンランド特許登録庁
フランス	2020/11/9	開庁	20/3/12～20/6/23の期限日について、元の手続期間が1ヶ月の場合、20/7/23まで延長され、元の手続期間が2ヶ月以上の場合、20/8/23まで延長される		20/10/30～ オンライン手続きのみ	フランス特許庁
ポルトガル	2020/4/15	開庁	20/3/12以降の庁期限は、異常事態終息宣言まで保留			ポルトガル産業財産庁
ユーラシア(EAPO)	2020/4/30	開庁	20/5/12まで延長する(20/3/30～20/5/11の期限が対象)	対象となる手続きの例:庁費用納付(年金納付含む)、国際出願からの移行、審査請求、指令書応答	オンライン手続きは通常通り可能	ユーラシア特許庁
リトアニア	2020/4/14	開庁	一律の延長はなし			リトアニア共和国国家特許庁
ロシア	2021/4/28	開庁	21/5/1～21/5/10の期限は21/5/11まで延長される(大統領命令により21/5/1～21/5/10が連休となったため)		オンライン手続きは通常通り可能	
アゼルバイジャン	2020/3/30	開庁	20/4/29まで閉庁、20/4/30まで一律延長			
インド	2022/1/11	開庁	<p>オミクロン株の影響により、インド最高裁は「最高裁命令による手続き期限の延長は、2021年10月1日で終了」を取り消し、期限の停止を2022年2月28日まで延ばす通達を出した。</p> <p>過去の経験からすると、おそらく数日以内に、インド特許庁からも「各種手続きの完了、書類の提出、手数料の支払い等の期限は、2022年2月28日まで停止する」といった通達が出るかと思えます。</p> <p>(=実質的には、2020年3月15日以降に到来した期限は、2022年2月28日まで延ばされることになる模様)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保留中であった下記の各種期限については、03/08の最高裁による判断により2021/03/15に終了となった。 ・特許法及び規則に基づく各種手続きに関する応答および/または書類の提出の遅延/期限延長を認める(COVID-19流行停止後1ヶ月以内までに申請要) ・意匠と商標に関する期限延長はなし(通常の期限で電子提出) 	<ul style="list-style-type: none"> ・20/4/15までの特許庁ヒアリングはビデオ会議/延期 ・20/3/17～20/4/15の商標ヒアリングは延期 ・インド政府は、20/3/23付で20/3/31までの全国的なロックダウンを発表した 	

当社は、信頼できる情報源から得た情報を、確実にお伝えするようあらゆる努力をしておりますが、間違い、情報の欠落、あるいは、掲載されている情報の使用に起因して生じる結果に対して一切の責任を負わないものとします。また、当社は、本資料情報の完全性、正確性について何ら保証するものではなく、情報の使用に起因して生じる結果について一切の責任を負わないものとします。なお、本資料に掲載されているすべての情報について、いかなる方法、目的においても無断で使用・複製することはできません。

世界65ヶ国(地域)特許庁の新型コロナウイルス感染症対応状況一覧 (最終更新日:2022/1/13)

国/機関	最終更新日	開庁/閉庁	期限延長対応(注)	期限延長特記事項	その他特記事項	関連ページ
インドネシア	2020/5/14	開庁	手続き上提出が必要な書類および年金支払いに関して、閉庁中(20/3/25~20/5/29)の期限は開庁の日まで延長される	オンライン手続き可能な出願と審査請求の期限の延長はされない		
シンガポール	2020/5/7	開庁	20/6/5まで延長(20/4/7~20/6/4の庁期限が対象)		商標の審判請求と証拠書類の提出はオンライン不可	シンガポール知的財産庁
タイ	2021/8/3	開庁 2021/7/20から感染状況が改善するまで窓口業務閉鎖(オンライン、ホットラインサービスは提供)	(特許、小特許)2021/7/12~8/31に書類提出および補正の期限を迎える件については、2021/9/1~9/30にその手続きを行うことができる	COVID-19に起因して、期限内に手続きができなかった場合には、救済措置あり(ただし、証拠が必要)		
ベトナム	2021/8/3	開庁	・2021/6/30-8/31までの期限は2021/9/30まで自動的に延長	自動期間延長の対象には、優先権主張、指令書への応答、年金、費用支払い、審判/異議の請求を含む。	郵送またはオンラインで手続き可能	
フィリピン	2021/4/6	開庁 (2021/3/29-2021/4/11は、オンライン受付のみ)	2021/3/29~3/31の期限が以下のとおり延長 ・2021/3/29期限:2021/4/5まで延長 ・2021/3/30期限:2021/4/6まで延長 ・2021/3/31期限:2021/4/7まで延長 2021/4/1(Maundy Thursday:聖木曜日)と2021/4/2(Good Friday:聖金曜日)に期限を迎える件は2021/4/5が期限	左記の期限延長は、以下には適用されない ・商標の出願とその出願費用の支払い ・特許、実用新案、意匠の出願 ・個人用防護具(PPE)、医療/ヘルスケア機器、およびCOVID-19対策用として緊急に必要な医薬品に関する特許、実用新案、意匠への情報提供	・オンライン出願可能だが、庁での処理は開庁後 ・20/5/25より一部開庁予定(費用支払い、書類受理窓口は20/5/27からの予定)	フィリピン知的財産局
マレーシア	2020/10/29	開庁/閉庁	・優先権主張期限:20/6/10まで延長 ・その他の期限:20/6/16まで延長 ・20/5/13以降、週2回限定的に開庁 ・20/10/22~20/11/9在宅勤務		・週2回開庁:要予約、優先権主張を含む新規出願の提出のみ可。オンライン提出ができないその他の事項の期限については開庁の日まで延長 ・特許・意匠・商標はオンライン出願	マレーシア知的財産公社
ラオス	2020/4/30	開庁	開庁の日まで延長			
オーストラリア	2021/4/6	開庁	2021/3/31まで:3か月(+3か月)延長可 2021/4/1から:Section 223(2)(b)に基づく	無条件の延長申請の受付は2021/3/31で終了。2021/4/1からは宣誓書が必要となる。		IPオーストラリア
ニュージーランド	2020/3/25	開庁	一律の延長はなし	法律の範囲内で柔軟に対応		ニュージーランド知的財産局
メキシコ	2020/7/5	開庁	20/7/6より開庁	20/3/24~20/7/12の庁期限を一時停止する(この期間の期限は7/13が庁期限)	20/6/22より、訴訟関連の申立て及び動議の受理(紙のみ)を再開	
アルゼンチン	2020/11/27	開庁	20/3/12から一時停止していた期限を20/12/14に再開	特許の場合、起算日が20/3/12より前の期限は、20/12/14に再開する。起算日が20/3/12~20/12/13の期限は、追加の30日が付与される	在宅勤務	アルゼンチン産業財産庁

当社は、信頼できる情報源から得た情報を、確実にお伝えするようあらゆる努力をしておりますが、間違い、情報の欠落、あるいは、掲載されている情報の使用に起因して生じる結果に対して一切の責任を負わないものとします。また、当社は、本資料情報の完全性、正確性について何ら保証するものではなく、情報の使用に起因して生じる結果について一切の責任を負わないものとします。なお、本資料に掲載されているすべての情報について、いかなる方法、目的においても無断で使用・複製することはできません。

世界65ヶ国(地域)特許庁の新型コロナ感染症対応状況一覧(最終更新日:2022/1/13)



国/機関	最終更新日	開庁/閉庁	期限延長対応(注)	期限延長特記事項	その他特記事項	関連ページ
ブラジル	2020/5/28	開庁	20/5/31まで延長(20/3/16~20/5/31の庁期限が対象)			ブラジル産業財産庁
チリ	2020/3/27	開庁	20/3/27~20/4/3閉庁。一律の延長はなし	手続きごとに対応を提示	オンライン手続きは可能	チリ産業財産庁

当社は、信頼できる情報源から得た情報を、確実にお伝えするようあらゆる努力をしておりますが、間違い、情報の欠落、あるいは、掲載されている情報の使用に起因して生じる結果に対して一切の責任を負わないものとします。また、当社は、本資料情報の完全性、正確性について何ら保証するものではなく、情報の使用に起因して生じる結果について一切の責任を負わないものとします。なお、本資料に掲載されているすべての情報について、いかなる方法、目的においても無断で使用・複製することはできません。

世界65ヶ国(地域)特許庁の新型コロナウイルス感染症対応状況一覧(最終更新日:2022/1/13)

知の空は、もっと高い。



国/機関	最終更新日	開庁/閉庁	期限延長対応(注)	期限延長特記事項	その他特記事項	関連ページ
ペルー	2020/4/15	開庁	20/3/16~20/4/26の庁期限を一時停止	業務停止期間に期限があるものについては、停止期間明けから起算して残りの期間分をカウントする		
アフガニスタン	2020/7/17	開庁	開庁まで延長		閉庁期間を延長	
アラブ首長国連邦	2020/5/11	開庁	一律の延長はなし	認証書類が必要な手続きは必要書類なしに提出可能。認証済み書類は後日提出可能とのこと。		
イエメン	2020/5/21	開庁		領事認証済み書類の提出は現時点で不要となり、後日提出可		
イラク	2020/5/11	開庁			特許案件については期限設定のあるもの以外は受け付けない	
イスラエル	2020/3/27	開庁				
イラン	2020/5/11	開庁				
オマーン	2020/5/11	開庁	開庁まで延長			
ガザ	2020/3/25	開庁	一律の延長はなし	延長申請は考慮される	ヒアリングは予定通り実施	
カタール	2020/5/11	開庁				
クウェート	2020/7/17	開庁			・商標の新規出願が公開申請については部分的にオンライン可能。それ以外については、アポイントを取ったうえで対面で商工省に提出要。	
クルディスタン	2020/5/21	開庁				
GCC	2020/4/6	開庁	20/5/31より本庁舎での業務を再開		オンライン手続きは可能	
サウジアラビア	2020/5/21	開庁	庁期限及び必要書類提出は20/5/30まで延長			
シリア	2020/6/11	開庁			20/6/1より再開	
パキスタン	2020/5/21	開庁			異議申立案件のヒアリングについては一時停止	
ヨルダン	2020/5/21	開庁	20/3/13~20/5/22の期限は5/23まで延長		商標の登録/更新はオンライン手続きが可能	
ヨルダン川西岸	2020/5/21	閉庁 (20/6/5まで)	開庁まで延長する	延長申請は考慮される	ヒアリングは予定通り実施	
レバノン	2021/1/18	閉庁 (21/1/24まで)	ロックダウン期間中(21/1/14~21/1/24)の期限は一次停止		・爆発事故の影響により、20/8/18より閉庁。バックアップサーバーからデータと記録が復元され、20/8/25から部分的に開庁。 ・20/12/31までの期限はすべて延長(20/8/16の議会決定により)	
スーダン	2020/5/21	開庁				
エジプト	2020/5/11	開庁	20/5/26まで閉庁。全ての期限は自動的に最初のWorking Dayに延長		少人数にて再開	
エチオピア	2020/4/27	開庁	シャットダウン中の期限は20/4/20まで延長		少人数にて再開	

当社は、信頼できる情報源から得た情報を、確実にお伝えするようあらゆる努力をしておりますが、間違い、情報の欠落、あるいは、掲載されている情報の使用に起因して生じる結果に対して一切の責任を負わないものとします。また、当社は、本資料情報の完全性、正確性について何ら保証するものではなく、情報の使用に起因して生じる結果について一切の責任を負わないものとします。なお、本資料に掲載されているすべての情報について、いかなる方法、目的においても無断で使用・複製することはできません。

世界65ヶ国(地域)特許庁の新型コロナ感染症対応状況一覧(最終更新日:2022/1/13)



国/機関	最終更新日	開庁/閉庁	期限延長対応(注)	期限延長特記事項	その他特記事項	関連ページ
チュニジア	2020/5/21	開庁			Priority Applicationsなどの至急のものは提出可	
南アフリカ	2020/3/31	開庁	閉庁(20/3/25~20/4/30)。20/5/4まで延長			南アフリカ共和国企業・知的財産登録庁
ARIPO	2021/1/18	閉庁 (21/1/29まで)			スタッフは在宅勤務。オンライン出願、支払いは可能	アフリカ広域知的財産機関
OAPI	2020/6/2	開庁	20/3/18~20/5/31の期限を20/7/15まで延期する		20/3/25から新たな命令が出るまでの間、本部の労働時間は午前8:30~午後1:30。	アフリカ知的財産機関

(注)「期限延長対応」は全ての手続きに一律に適用されるとは限りません。実案件における延長可否や延長期間については、国内外の代理人様に確認を取りつつご対応をお願いします。

当社は、信頼できる情報源から得た情報を、確実にお伝えするようあらゆる努力をしておりますが、間違い、情報の欠落、あるいは、掲載されている情報の使用に起因して生じる結果に対して一切の責任を負わないものとします。また、当社は、本資料情報の完全性、正確性について何ら保証するものではなく、情報の使用に起因して生じる結果について一切の責任を負わないものとします。なお、本資料に掲載されているすべての情報について、いかなる方法、目的においても無断で使用・複製することはできません。